

令和元年6月19日  
(一社)建設コンサルタント協会  
本部事務局

## 会員会社に対する懲戒処分について

(一社)建設コンサルタント協会は、当協会会員会社である株式会社太平設計に対して、下記のとおり、懲戒処分を行いました。

### 記

#### 1. 懲戒処分の内容

「会員権の停止（令和元年10月10日までの間）」

#### 2. 懲戒処分理由

(株)太平設計元執行役員は、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決があり、同年1月23日にその刑が確定した。

(株)太平設計は、令和元年5月29日、元執行役員の行為により国土交通省九州地方整備局から、建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録停止措置を受けたところであり、このような行為は、当協会の「倫理綱領」に違反し、協会の名誉を著しく毀損するものである。